

埼玉労働基 1029 第 7 号
令和 7 年 10 月 29 日

建設業労働災害防止協会埼玉県支部
支部長 首藤 和彦 殿

埼玉労働局長



建設事業者に対する時間外労働の上限規制に係る周知について（協力依頼）

日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設事業については、働き方改革関連法によって設けられた適用猶予期間が終了し、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限規制の適用が開始されております。

当局及び各労働基準監督署においては、建設事業者に対して、引き続き、改正内容や時間外・休日労働協定届の記載方法等について、説明会を開催する等により、周知を図って参りたいと思いますので、会員事業場に対する説明会への参加勧奨等について貴会の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当者】

埼玉労働局労働基準部監督課 福岡、珍田、松本
さいたま市中央区新都心 11-2
ランド・アクシス・タワー15 階
連絡先 048-600-6204



建設業の時間外労働の上限規制等に関する説明会を開催します！

埼玉労働局

時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた建設業に対して、令和6年4月1日から、上限規制が適用されています。

埼玉労働局・労働基準監督署では、昨年に引き続き、建設事業の労務管理担当者様等を対象として、時間外労働の上限規制等の内容を中心とした説明会を下記の日程で開催いたします。

今回の改正では、「時間外労働・休日労働に関する協定届」(36協定届)の様式も変更されており、その内容、留意事項等についてもご説明いたします。

建設事業者の皆様にはぜひご参加いただきたくお願い申し上げます。

説明会会場、申込方法等、詳細は、埼玉労働局ホームページをご覧ください。

【『埼玉労働局 上限規制等説明会』で検索してください。】

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/event/20250826-02.html



1 埼玉労働局・労働基準監督署で開催する説明会

開催日	開催労働基準監督署	会場
令和7年11月12日 13:30～16:00	春日部労働基準監督署	春日部市民文化会館（中会議室） 春日部市粕壁東二丁目8番61号
令和7年11月18日 14:00～16:30	川越労働基準監督署	オンライン開催 (Microsoft Teams)
令和7年12月2日 14:00～16:30	熊谷労働基準監督署	男女共同参画推進センター 「ハートピア」（会議室） 埼玉県熊谷市筑波3丁目202
令和8年1月予定 開催時間未定	さいたま労働基準監督署	詳細未定、決定次第ホームページに掲載いたします。
令和8年1月予定 開催時間未定	春日部労働基準監督署	詳細未定、決定次第ホームページに掲載いたします。
令和8年2月予定 開催時間未定	さいたま労働基準監督署	詳細未定、決定次第ホームページに掲載いたします。

※本説明会は、厚生労働省が株式会社読売エージェンシーへ委託し、実施しております。申し込みは、上記埼玉労働局ホームページから、株式会社読売エージェンシー『働き方改革関連法に関する説明会』ホームページに移動いただき、お申し込みください。

担当 埼玉労働局労働基準部監督課

電話 048-600-6204